

知らないとい  
損する

# 農業者年金に 加入して 安心して豊かな老後を

- あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- 老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です。

## ご存じですか？

### 農家の方は長寿ですが…

老後はお金の心配をせずに暮らしたい。しかし、予測不可能な経済変動や恐ろしいケガ・病気もあります。

- ・65歳の農業者年金受給者の平均余命は男性22年(87歳)、女性27年(92歳)
- ・日本人の平均余命は男性84歳、女性89歳であり

**農業者年金受給者の平均余命の方が長くなっています。**

### こんなにかかる老後生活 (現金支出で年額約286万円)

高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で月額約23~24万円が必要です。  
(総務省家計調査などより)

### 国民年金の支給額は

一人、月々約6万5千円  
(40年加入の場合)  
夫婦あわせて月額約13万円です。



豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分とは言えず、**老後の生活費は自分で準備**する必要があります。

サラリーマンは、厚生年金や共済年金で国民年金(基礎年金)へのの上乗せがあります。(厚生年金のモデルケースでは月額22万1千円の年金額)

農業者の皆様も、メリットがたくさんある**農業者年金**に加入して安心して豊かな老後を迎えましょう。

農業者年金に加入すれば ~農業者年金の支給額の試算~

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	年金額(年額)		平均余命までの受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	76万円	63万円	1,628万円	1,713万円
30歳	30年	720万円	50万円	42万円	1,080万円	1,137万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	640万円	673万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	285万円	300万円

※この試算は、通常加入で保険料月額2万円加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.20%となった場合の試算です。受取総額は65歳での農業者年金加入者の平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。  
※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の14年間(H27まで)の運用利回りの平均は、年率2.73%です。  
※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、平成29年度は0.20%となっています。  
※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

## 農業者年金の特徴

### 1 農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

家族一人ひとりの年金を! 今、女性の新規加入者が増えています



### 2 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万~6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。



### 3 税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%~30%程度が節税)。
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益(保険料の運用益)は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。)

つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります



まだまだあります。こんな特長▼

### 4 少子高齢時代に強い年金。年金資産は安全性を重視して運用しています

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

※年金の運用は、安全性を重視した運用方法が特徴であり、準備金の仕組み等も導入されています。

### 5 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族(死亡者の死亡当時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位)に死亡一時金として支給されます。

### 6 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

農業の担い手の皆様への特別な支援です

詳しくは…

農業者年金基金  <http://www.nounen.go.jp>



農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会か JA または農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人農業者年金基金

TEL : 03-3502-3199 (相談員) TEL : 03-3502-3942 (企画調整室)



# 農業者のための労災保険のご案内

## 農業者も労災保険に加入できます

労災保険は、業務上の原因により怪我や疾病にあわれた労働者や遺族に対して、必要な保険給付を行い、金銭的な援護を図る国の制度ですが、農業者の方も一定の要件のもとに特別加入という形で加入することができます。

## 特別加入できる労災保険の制度は3種類です

### 1. 特定農作業従事者



畜産農家、果樹農家、専業農家にお勧めです

#### 補償対象作業

土地の耕作・開墾、植物の栽培・採取、家畜・蚕の飼育の作業で次に掲げるもの

- ① 動力により駆動される機械を使用する作業
- ② 高さが2m以上の箇所における作業
- ③ サイロ、むろ等酸欠危険場所における作業
- ④ 農業散布の作業
- ⑤ 牛・馬・豚に接触し、またはそのおそれのある作業
- ⑥ 上記作業に密接不可分に付随する準備・後始末作業

#### 加入資格

経営耕地面積2 $\frac{1}{2}$ 以上または年間農畜産物販売金額300万円以上の自営農業者(家族従事者等含む)、または地域営農集団の構成農家で組織全体で上記の条件を満たす農家

### 2. 指定農業機械作業従事者



農作業受託農家、農機を使用される農家にお勧めです

#### 補償対象作業

土地の耕作・開墾、植物の栽培・採取の作業であって、指定農業機械を使用する作業及びこれに直接付帯する作業

※指定農業機械

動力耕うん機その他の農業用トラクター、動力溝掘機、自走式田植機、自走式スピードスプレーヤーその他の自走式防除機、自走式動力刈取機、コンバインその他の自走式収穫機、トラックその他自走式運搬機、動力揚水機、動力草刈機、動力カッター、動力摘採機、動力脱穀機、動力剪定機、動力剪枝機、チェーンソー、単軌条式運搬機、コンベヤー

#### 加入資格

自営農業者(労働者以外の家族従事者等含む)であって15歳以上の方(中学校在学中を除く)

### 3. 中小事業主等



雇用者のある農業経営者にお勧めです

#### 補償対象作業

労働者に対して決められた所定労働時間内、労働者の時間外・休日労働に応じてする農作業時(準備・後始末作業含む)、通勤時の事故や疾病

#### 加入資格

年間100日以上労働者を使用することが見込まれる事業主およびその家族従事者

また以下の2つの要件を満たすことが必要です

- ①雇用する労働者についての労働保険関係が成立していること
- ②労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

### 1. 労災保険に加入するには

農業者で、JAの組合員の方が対象となります。JA阿波町の窓口(経済部販売課)を通じて、特別加入団体である徳島県農業機械等安全推進協議会労働保険事務組合に特別加入のお申込みをいただきます。加入希望の日から14日前にお申込み願います。

「特定農作業従事者」、「指定農業機械作業従事者」として特別加入する場合は、保険料とは別に、特別加入者1人につき、年間1500円の事務手数料が必要です。また「中小事業主等」として加入する場合は、上記の事務組合に事務委託のうえ、事業主及び家族従事者と雇用労働者がセットで加入することになりますので、保険料とは別に、特別加入者1人あたり年間1500円と、雇用労働者の労災保険料の15%相当額が手数料として必要です。

### 2. 雇用労働者の労災保険の加入

特定農作業従事者、指定農業機械作業従事者のいずれかの労災保険に特別加入する時に、雇用している人がある場合、その雇用労働者にも労災保険が適用されます。また、常時使用の雇用労働者が5人未満の個人経営の場合にあっては、特別加入はしないが、雇用労働者だけ労災保険に任意加入することができます。いずれの場合も、上記の事務組合に事務委託をすることで加入できます。

### 3. 保険料

年間の保険料は年間の農業収入に基づき保険料算定基礎額(給付基礎日額×365日)と農業所得がほぼ等しくなるよう3,500円～25,000円の範囲から給付基礎日額を選択して下さい。

給付基礎日額(単位円)

3,500	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000
12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000	24,000	25,000

(保険料の計算方法)

特定農作業従事者 給付基礎日額×365日×保険料率(1000分の9)

指定農業機械作業従事者 給付基礎日額×365日×保険料率(1000分の3)

中小事業主等 給付基礎日額×365日×保険料率(1000分の13)

\* 月途中の加入でも1ヶ月分の保険料が必要となります。 \* 保険料率は平成27年度料率  
(参考) 雇用労働者に対する労災保険料 賃金総額×保険料率(1000分の13) (農業)

### 4. 補償の内容について

- |           |   |
|-----------|---|
| ①療養(補償)給付 | 必要な治療が自己負担なしで受けられます。                                    |
| ②休業(補償)給付 | 休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の80%相当額が支給されます。                    |
| ③障害(補償)給付 | 障害の程度に応じた年金または一時金が支給されます。                               |
| ④遺族(補償)給付 | 遺族人数に応じた遺族年金または遺族一時金が支給されます。                            |
| ⑤葬祭料      | 給付基礎日額に応じた額が支給されます。                                     |
| ⑥傷病(補償)年金 | 傷病等級に応じた額が支給されます。                                       |
| ⑦介護(補償)給付 | 障害(補償)年金または傷病(補償)年金を受給している方のうち一定の障害の方で介護を受けている方に支給されます。 |

お申込・お問合せにつきましては、JA阿波町経済部販売課までお願いします。